

認定こども園、幼稚園（施設型給付園）をご利用の方へ

【利用施設別】 幼児教育・保育の無償化 制度と手続きのご案内

- 無償化の制度（対象となる要件、内容）と必要な手続き等についてのお知らせです。お手元に保管してください。
- 特に「施設等利用給付認定」の保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）を受ける場合はよくお読みいただき、必要な届出など、手続きの漏れが無いようご注意ください。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

1 無償化の対象・上限額など

● 基本の保育料

【教育・保育給付1号認定の方】

すべての子どもの基本の保育料が無償化されます。

【教育・保育給付2号認定の方】

3歳児クラス以上のすべての子どもの基本の保育料が無償化されます。

⇒ 無償化給付を受けるための手続きはありません。

※ 実費徴収される費用（通園送迎費、教材費、行事費、給食費など）は無償化の対象外です。

● 預かり保育料

「2号認定が定員超過等のため、やむをえず1号認定で在園して預かり保育を利用している」場合など、保育の必要性があるときは、預かり保育料が「**450円×利用日数**」を基準に、月額11,300円（市民税非課税世帯の満3歳児は月額16,300円）まで無償化（補助）されます。

⇒ 施設等利用給付認定を申請する必要があります。

※ 預かり保育は、必ずしもご希望の時間や日数で利用できるものではありません。

2 預かり保育料の無償化（補助）に必要な認定申請について

(1) 認定区分（施設等利用給付認定）

新2号認定	認定こども園、幼稚園を教育・保育給付1号認定で利用している、3歳児クラス以上で、次項の「保育を必要とする事由」に該当する子ども
新3号認定	認定こども園、幼稚園を教育・保育給付1号認定で利用している、市民税非課税世帯の満3歳児で、次項の「保育を必要とする事由」に該当する子ども

(2) 保育を必要とする事由、必要な書類など

保育を必要とする事由	内容及び必要書類
就 労	すべての保護者が就労している（月64時間以上の就労実態を客観的に確認できる場合に限る）。 ・就労している保護者全員の就労証明書（伊勢原市指定様式）。 ・就労証明書に加えて、確定申告書、給与明細書、シフト表、営業許可証、農業経営申立書など、実態を確認できる書類が必要な場合があります。
妊娠・出産	出産（予定）日の前後8週間にあたる。 ・出産（予定）日が記載された母子健康手帳など。
疾病・障がい	保護者の障がいや疾病のため保育が困難な状態にある。 ・障害者手帳、療育手帳、保育が困難な状態を明記した医師の診断書など。
介護・看護	同居の親族の介護・看護などのため、保育が困難な状態にある。 ・被介護者の診断書、要介護認定証、ケアプランなど。
災害復旧	災害からの復旧のため保育が困難な状態にある。 ・罹災証明書、申立書など。
求職活動 （起業準備を含む）	保護者の求職活動のため保育が困難な状態にある。 ・ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、求職活動申立書など。
就学 （職業訓練を含む）	保護者の就学のため保育が困難な状態にある。 ・在学証明書、学生証、カリキュラムなど。
その他	その他市長が認める場合（虐待被害等のおそれがある場合など）。

※ 保育の必要性の認定について、定期的の実態調査を行います。申請内容に虚偽等があった場合や事実を確認できない場合は、認定の取り消しや無償化分の返還を求める場合があります。

(3) 認定の申請方法

● 申請に必要な書類

- ・新2号認定：給付認定申請書、保育の必要性を証明する書類
- ・新3号認定：給付認定申請書、保育の必要性を証明する書類、非課税証明書

※ 申請書などは市担当課窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロードも可能です。

※ 新2号、新3号認定の申請に必要な書類は世帯状況により異なります。書類に不備や不足があると認定できないため、ご不明な点等ございましたら事前に市へお問い合わせください。

新3号認定のみ。マイナンバー制度による
情報連携で照会できる場合は不要です。

● 申請書類等の申請先と申請期限

<市内施設を利用する方>

	4月入園の場合	4月以外の入園、認定変更の場合
申請先	利用施設へ申請書類等を提出	利用施設にご確認ください
申請期限	利用施設が指定する日まで	認定を希望する月の前月15日まで

<市外施設を利用する方>

申請先：市役所子ども育成課へ申請書類等を提出（郵送可）

申請期限：認定を希望する月の前月15日まで

（施設によっては、施設経由の提出が必要な場合があります。予め利用施設にご確認ください。）

※ 15日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日までに書類を提出してください。

※ 認定の結果は、概ね認定希望月の前月25日頃に市から保護者に通知します。

※ 認定を受ける前に利用したサービスは無償化の対象にはなりません。

(4) 認定後に家庭状況等に変更が生じた場合に必要な届出

施設等利用給付認定を受けた場合、教育・保育給付認定と同じく次のような変更が生じたときは速やかな届出が必要です。

届出に必要な書類を確認のうえ、届出の事由が生じる前月の15日（15日が土・日・祝日の場合はその前の平日まで）までに、市役所子ども育成課まで届け出てください。

届出の事由	
利用する施設を変更、追加するとき	教育・保育給付（1号・2号・3号）認定に関する届出とあわせて、届け出てください。
結婚、離婚、同居、転出、氏名の変更などをするとき	
退職や転職をするとき	
勤務時間や日数が変わるとき	
妊娠・出産する（した）とき	
育休を取得するとき	
その他、保育を必要とする事由に変化が生じたとき	

※ 届出する際は、事前に利用施設にも届出する内容をお伝えください。

※ 届出をせずに利用したサービスは無償化の対象にならない場合があります。

3 預かり保育料の無償化（補助）の受け方について

⇒ 3カ月ごとに、保護者が市へ請求する必要があります。

【請求の流れ】

- ① 保護者が施設に預かり保育の利用料を支払います。
- ② 3カ月ごとの各請求月に、保護者が施設に請求書や領収証等の発行・配布を依頼します。
- ③ 保護者が請求書に必要事項を記入・押印し、領収証等を添付して市へ提出します。
- ④ 請求月の翌月末頃に、市が保護者の口座へ支払います。

【請求の対象利用期間と請求月】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・ 4～6月利用分 → 7月請求 | ・ 7～9月利用分 → 10月請求 |
| ・ 10～12月利用分 → 1月請求 | ・ 1～3月利用分 → 4月請求 |

【請求書の提出方法】

	市内幼稚園を利用する方	市外幼稚園を利用する方
申請先	利用施設へ請求書等を提出	市役所子ども育成課へ請求書等を提出（郵送可）
申請期限	利用施設が指定する日まで	各請求月の25日 （25日が土日祝日の場合はその前の平日）まで

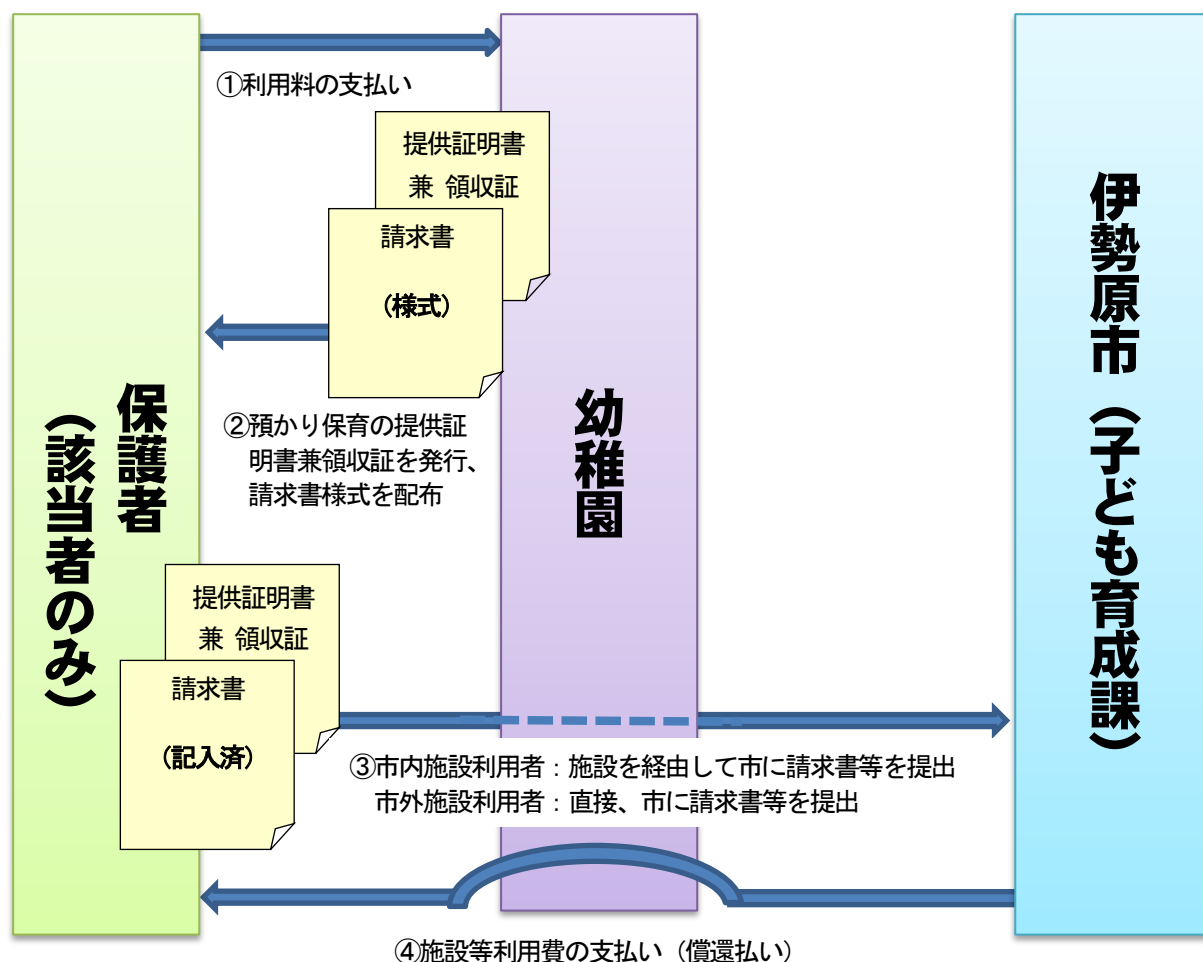
※ 領収証の発行が上記の請求月に間に合わない場合は、その次の請求月に繰り越して請求できます。（4～5月分を7月に請求、6～8月分を10月に請求…）

※ 請求の権利は、利用月の翌月1日から2年間を経過すると、時効により消滅し、請求できなくなります。期間内の提出をお願いします。（期間内に市に書類が到着している必要があります）

※ 書類に不備や不足がある場合は無償化（補助）を受けられません。

※ 認定の有効期間にご注意ください。有効期間外に利用したサービスは無償化対象外です。

【参考】 預かり保育料の無償化給付（施設等利用費）の受け方フロー図



- ① 保護者が施設に預かり保育の利用料を支払います。
- ② 3カ月ごとの各請求月に、保護者が施設に請求書や領収証等の発行・配布を依頼します。
※ ご利用の施設により、書類の様式や発行時期が多少異なる場合があります。
- ③ 各請求月の25日(25日が土日祝日の場合はその前の平日)までに、保護者が請求書に必要事項を記入・押印し、領収証等を添付して市へ提出します。
- ④ 請求月の翌月末頃に、市から保護者の口座へ支払います。

4 保育料以外の費用について

延長保育料、通園送迎費、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象になりません。直接、施設にお支払いください。

なお、年収が360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもは、給食の副食費が免除となります。副食費の免除対象となる方には、市から個別にお知らせします。

※ 「年収の基準」や「第3子以降」のとらえ方や数え方は、認定区分などにより異なります。

《手続きに関する問い合わせ先》

伊勢原市子ども育成課 TEL:0463-94-4638・4641